

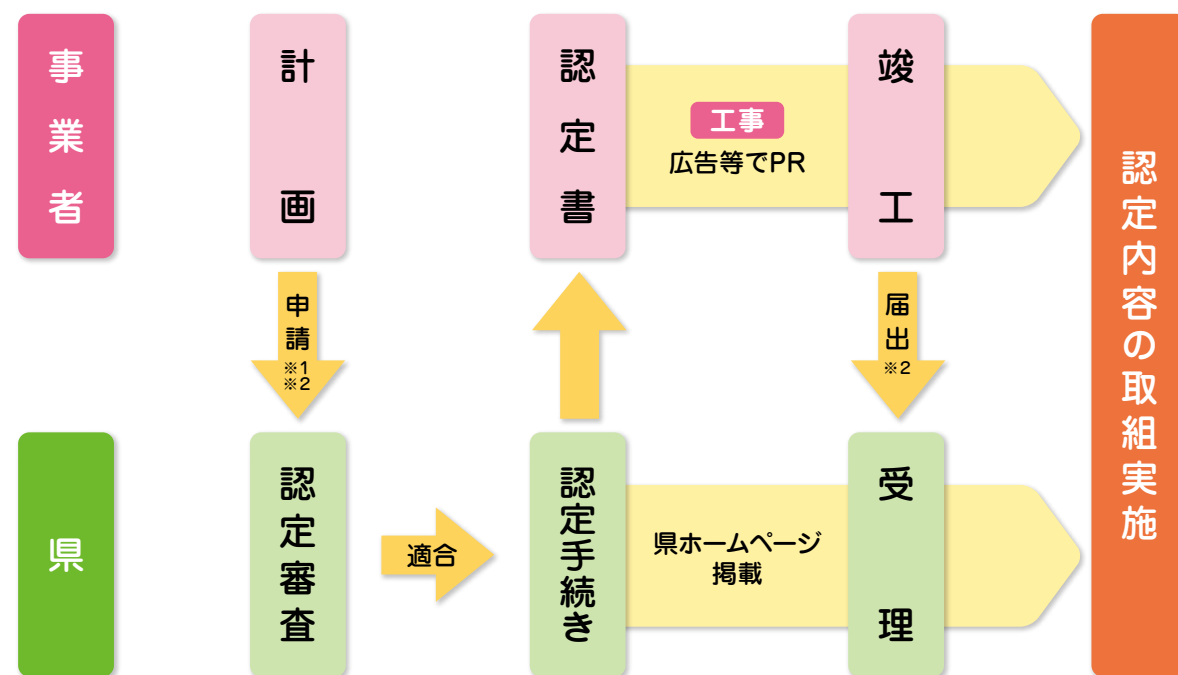
埼玉県子育て応援 分譲住宅認定制度



留意事項

- 1 認定後に基準に合わない変更を行った場合は認定が取り消されます。詳しくは県ホームページに掲載している制度要綱をご確認ください。
- 2 認定基準は予告なく変更する場合があります。

認定手続きの流れ



※1 認定申請は着工後でも申請することができます。
 ※2 認定申請に必要な様式は、県ホームページからダウンロードできます。

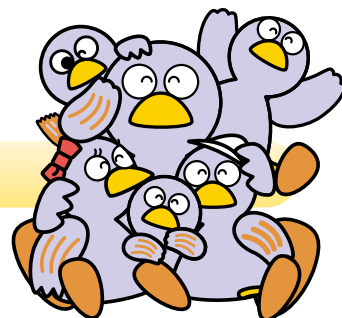
申請受付・問い合わせ先

埼玉県都市整備部住宅課 企画担当

所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-5571(直通) Fax 048-830-4888

Web <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1107/kosodate-ouen-bunjou/index.html>



埼玉県のマスコット「コバトン」

埼玉県子育て応援分譲住宅

検索



子育て
住宅

埼玉県

埼玉県子育て応援分譲住宅認定制度とは



埼玉県子育て応援分譲住宅認定制度は、新築戸建て分譲住宅地における住宅の仕様や子育て支援サービスの提供、立地条件など、ハード・ソフト、立地の面において子育てに配慮した戸建分譲住宅団地を埼玉県が認定する制度です。

認定を受けることのメリット



「埼玉県子育て応援分譲住宅」として埼玉県の認定を受けることによって、次のようなメリットがあります。



認定取得で付加価値UP!

行政の客観的な評価による認定を受けることで、他物件との差別化を図ることができます。



認定マークの使用で広報効果・信頼度UP!

戸建分譲住宅団地の販売の際に作成するチラシ、インターネット広告等に埼玉県子育て応援分譲住宅認定マークを使用することができます。



埼玉県子育て応援分譲住宅認定マーク



県も認定物件の情報を発信!

認定物件は埼玉県ホームページに掲載し、住宅の購入を検討している子育て世代への情報提供を行います。



対象となる戸建分譲住宅地



「埼玉県子育て応援分譲住宅」として認定されるためには、次の要件の全てに該当することが必要です。



埼玉県のマスコット「さいたまっち」

- 1 5戸以上*の新築戸建住宅で構成される分譲住宅団地であること
- 2 その他法令等に違反していないこと

*ゆとり重視型の住宅で、周囲の住宅とコミュニティの形成が図れる場合は1戸以上。

認定基準



「埼玉県子育て応援分譲住宅」の認定基準の概要は次のとおりです。

認定基準	ゆとり重視型	機能重視型
1 必須項目	全ての項目に適合	
	●住宅の延べ面積100㎡以上かつ、敷地面積110㎡以上	●住宅の延べ面積 90㎡以上かつ、敷地面積100㎡以上
2 管理運営上の工夫	1項目以上に適合	
	●子どもの様子が確認しやすい対面キッチン等の採用 ●住宅内の階段部分における安全確保	
3 住宅における工夫	3つの基準に適合	6つの基準に適合
	●子どもの成長にあわせた間取り変更に対応 ●建具やドア・サッシへの指の挟み込み防止の措置 ●外部への音漏れ軽減の対策	
4 立地	12点以上 ※ゆとり重視型に該当する住宅が2分の1以上の場合は6点以上	
	●分譲住宅団地周辺の子育て支援施設の数 ●分譲住宅団地と学校、公園、病院などの距離	

※詳しい基準の内容は、県ホームページに掲載されている認定基準をご覧ください
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1107/kosodate-ouen-bunjou/index.html>



★近隣に子育てに便利な施設があるイメージ

地域住民とのふれあいイベント